

3 環境

ア 公害等

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
土壌環境保全対策 （環境省、関係省）	下記の視点に留意しつつ、市街地の土壌汚染の調査・浄化等に関する対策を樹立し、法案提出を含め検討し、所要の措置を講ずる。 a 土壌汚染の調査については、有害物質の取扱事業場等について一定の場合に調査を行うことや、土地の開発前等に調査を行うことを検討する。 b 汚染地の登録・情報提供の体制を整備する。 c 土壌汚染の浄化等に関しては、費用負担については汚染者負担の原則を踏まえることとしつつ、一定の場合に原因者、土地所有者等に対策を義務付ける。 d 対策の発動基準と対策の内容のバランスをとり、土地所有者等に過度に負担とならないよう柔軟に対応できるようにする。 e 原因者が不明、資力不足等の場合の支援措置について、汚染者負担を原則としつつ、基金の設立や税制等も含めて検討する。 f 国の制度を制定するに際しては、地方公共団体の条例等について地方分権の趣旨を尊重した上で、国の制度との整合性を確保するように努める。 【土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）】	法案提出	措置済 （2月施行）			
	g 有害物質使用特定施設の所有権が移転され、引き続き土地が工場や研究所等の用途に使用される場合は、土壌汚染調査を猶予するよう、所要の措置を講ずる。 【土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）】		措置済 （2月施行）			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	h 土地の利用や取引の促進にも資するよう、民事上の損害賠償等の紛争を円滑に解決し、土壤汚染に係る調査や対策の実効性の確保にも資する手段について、既存の制度の活用も含め検討する。	逐次実施			<p>(環境省)</p> <p>土壤汚染対策法の施行により土壤汚染の状況が明らかになり、公害紛争の事例についても情報の蓄積が図られた。また、これらの情報を活用し紛争を円滑に解決するためのリスクコミュニケーションの推進を図った。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>「宅地・公共用地に関する土壤汚染対策研究会」を設置し、土地取引の安全性及び円滑性の確保を目的として、土壤汚染に関する土地取引上のリスクに関する基本的な知識や知恵として広く共有することが望ましい事項を体系的に取りまとめ、公表した(平成15年6月30日)。また、社会資本整備に必要な公共用地の取得について、土壤汚染の状況を踏まえた適正な損失補償を行うための基本的考え方を取りまとめ、公表した(平成16年3月10日)。</p>	
自動車排出ガス対策の推進 (環境省、警察庁、経済産業省、国土交通省)	<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい大都市地域において、大気環境基準の達成を目的とし、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正による自動車排出ガス総合対策の充実・強化の推進を図る。</p> <p>【自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)】</p>	法案成立、公布	措置済 (10月全面施行)			
ダイオキシン類排出濃度測定方法の緩和(排出ガス) (環境省)	<p>ダイオキシン類排出ガス濃度の測定方法について、現行の測定法による分析装置(高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計)を使用する方法のほか、特定の施設において、より安価な分析装置を使用する方法を公定法とすることを検討する。</p> <p>【検討の結果現行の制度を維持することとした】</p>	検討	結論			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
LNG発電のばい煙測定頻度の緩和等(大気汚染防止法) (環境省)	LNG(Liquefied natural gas:液化天然ガス)を燃料とする発電について、早急にはいじん、硫黄酸化物の排出実態調査等を実施し、その結果に基づいて、ばいじん、硫黄酸化物に関し測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討し、所要の措置を講ずる。 【大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成15年環境省令第5号)】	検討	措置済 (3月施行)			
燃料電池のばいじん等の測定方法 (環境省)	燃料電池について、排出実態調査結果を踏まえ、ばいじん等の測定方法を簡素化又は測定頻度を軽減する方向で検討し、所要の措置を講ずる。 【大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成15年環境省令第5号)】	検討	措置済 (3月施行)			
燃料電池発電設備に係るばい煙発生施設としての届出等 (経済産業省、環境省)	燃料電池発電設備の改質器に係るばい煙発生施設の設置の事前届出、測定等の規制について、ばい煙発生量の実態等に即し、現行の電気事業法と大気汚染防止法との整合性を維持しつつ、規制対象から除外する範囲の拡大等を検討し、所要の措置を講ずる。 【大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成15年環境省令第5号)】	検討	措置済 (3月施行)			
工業専用地域内における届出を要する特定施設の見直し(騒音規制法、振動規制法) (環境省)	(一定以上のプレス機械、送風機等の)現行の届出制度(その増加があった場合、又は、変更の内容が種類ごとの数を減少する場合、又は直前に届け出た数の2倍以内に増加する場合を除き必要)について、特定施設の種類ごとの数の変更が直接的に外部に対する振動・騒音の大きさを増加させるとは限らない騒音規制法、振動規制法における工業専用地域内における特定施設という特性を考慮し、その運用が適切であるか否か検討し、所要の措置を講ずる。 【平成15年2月12日環管大第45号】	検討	措置済 (2月発出)			

イ リサイクル・廃棄物

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
リサイクル市場の形成促進、廃棄物の適正処理対策の推進 (環境省、関係省)	<p>a 効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)の規制の仕組みの合理化を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(a) 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行う。併せて、効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、一般廃棄物、産業廃棄物の区分にかかわらず、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得手続の合理化を行う。 (第156回国会に関係法案提出)</p>	検討	法案提出	法案成立後公布、措置(12月に施行予定)	<p>(環境省)</p> <p>平成15年12月1日施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)により、廃棄物処理施設設置許可手続の合理化の観点から、産業廃棄物処理施設において処理を行っている産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを処理する場合に、都道府県知事に届け出ることによって、一般廃棄物処理施設として設置することができるよう措置したところ。</p>		
	<p>(b) 広域的な廃棄物処理・リサイクルを促進するため、環境大臣の指定に基づき地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする広域指定制度の積極的な拡充を図る。また、主に既存の製造施設におけるリサイクルを促進するため、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可を不要とする再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、認定対象範囲の拡大を検討するとともに、可能なものから順次指定していく。</p>	検討	検討・結論	措置	<p>(環境省)</p> <p>広域指定制度については、資源有効利用促進法に基づき平成15年10月1日より開始した家庭用パソコンの回収及びリサイクルに同制度が活用されたこともあり、指定件数が大幅に増加した。また、平成15年12月1日施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)により、廃棄物の減量その他その適正な処理に資すると認められる廃棄物の広域的な処理を促進するため、環境大臣が認定した者について、地方公共団体毎の廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度が創設されたところ。広域認定制度の創設に伴い、当該認定制度へ移行した廃棄物の種類に係る従来の広域指定制度は廃止した。</p> <p>再生利用認定制度については、平成15年8月にシリコン含有汚泥の転炉又は電気炉利用を追加したところ。ま</p>		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>た、構造改革特区において、廃ゴムタイヤ等の転炉利用及び廃木材の転炉利用を特例として対象とするなど、認定対象範囲の拡大を図っているところ。</p> <p>これらの制度の円滑な運用を図る観点から、マニュアルを平成16年度3月に策定した。</p>	
	<p>b 上記(a)、(b)の措置の結果等をかんがみ、必要に応じ、更なるリサイクルの拡大及び廃棄物の適正処理の確保のため、廃棄物処理・リサイクルの推進に係る諸制度全般について引き続き検討を行う。</p>		逐次実施		<p>(環境省)</p> <p>上記 a (a)(b)の措置の結果等をかんがみ、必要に応じ、引き続き検討。</p>	
<p>廃棄物処理施設設置許可における住民同意の運用の適正化 (環境省、国土交通省)</p>	<p>廃棄物処理法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の施設許可の運用における住民同意に関する調査を行った上で、必要な運用の適正化を図る。</p> <p>【産業廃棄物行政に関する懇談会報告書を全ての都道府県及び保健所設置市に配布、施設設置許可の適正な運用について周知】</p> <p>【建築基準法の施設許可の運用における住民同意に関する調査結果を踏まえ、適正な運用を行うよう周知】</p>	検討	措置済	<p>7月周知</p> <p>3月周知</p>		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
拡大生産者責任等の推進 (環境省、経済産業省)	廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。 【環境ラベル等データベース】	検討	結論、一部措置済	逐次実施	(環境省) 平成15年12月1日施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)に基づき、製造事業者が、自らの製品が廃棄物となったものを広域的に回収してリサイクル等の処理を行う場合に、環境大臣の認定により廃棄物処理業の許可を不要とする等の特例措置を新たに設けたところである。 デポジット制度については、平成15年3月から、サッカー場での飲料カップ(リユースカップ)に関するデポジット制度の実証調査を行うなど検討を進めているところである。 また、リサイクルを推進するための材質等の識別表示などの環境ラベルやデータ集など、製品の環境情報を提供する各種制度を、基準の内容等により分類・整理した「環境ラベル等データベース」を平成13年度より公開し、随時更新するとともに、より適切な環境物品等の情報提供の在り方についての検討を行っている。 さらに、グリーン購入法において国等が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類として定められている特定調達品目及びその判断の基準については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、平成15年度についても引き続き特定調達品目検討会における品目の追加等に関する検討等を経て、23品目の追加等を含む「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の一部変更について平成16年3月16日閣議決定した。 (経済産業省) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の指定再資源化製品に家庭系パソコンを追加し、平成15年10月から事業者による回収・リサイクルが開始された。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					<p>産業構造審議会において品目別・業種別の廃棄物・リサイクルガイドラインの進捗状況を点検するとともに、新たなリサイクル目標を設定するなど、内容の充実・強化を図った。</p> <p>日本工業標準調査会は、「環境JISの策定促進のアクションプログラム」を改定し、200件を越える標準化テーマを含む環境JIS策定中期計画を策定するとともに、技術分野別の環境配慮規格整備方針をとりまとめた(平成15年4月)</p>	
不法投棄跡地等の修復対策の推進 (環境省)	不法投棄跡地等の修復対策に関し、費用負担、責任分担を明確化し、技術開発の促進や環境修復ビジネスの促進のための措置等を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)	検討	法案提出	法案成立後公布、措置 (公布日より施行予定)	(環境省) 平成10年6月以前から行われていた産業廃棄物の不適正処分に起因して、生活環境保全上の支障が生じている、または生ずるおそれがある場合に、速やかにその支障の除去等を行うための財政支援を行うこと等を目的とした「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が平成15年6月18日より施行されている。	
廃棄物焼却炉の維持管理規制の見直し (環境省)	液中燃焼炉については、排ガス中のCO(一酸化炭素)濃度とダイオキシン類濃度との関係に必ずしも相関関係がないとのデータがあることを踏まえ、排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるように燃焼することとする規制の見直しの必要性について、検討し、所要の措置を講ずる。 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成13年環境省令第33号)】	措置済 (10月施行)				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
個別リサイクル法の対象となる品目に対する廃棄物処理法の施設許可の検討 (環境省)	個別リサイクル法の対象となる品目の処理施設については、その処理方法や施設の特徴を精査し、生活環境保全上の影響について調査検討した上で、類型化が可能であるかどうかと併せて、廃棄物処理法上の施設設置許可要件が適正であるか否かを検討し、その結果を明らかにする。	逐次実施			(環境省) 個別リサイクル法の対象となる品目に限らず、平成15年12月1日施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第93号)により、廃棄物処理施設設置許可手続きの合理化の観点から、産業廃棄物処理施設において処理を行っている産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを処理する場合に、都道府県知事に届け出ることによって、一般廃棄物処理施設として設置することができるよう措置したところ。	
医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 (環境省)	a 有識者や医療機関代表者等関係者の意見を聴き、感染性廃棄物の非感染性化の認定についての客観的な基準を策定するなど、感染性廃棄物の定義を客観的に判断できるものにすることを検討し、所要の措置を講ずる。	検討	結論	措置	(環境省) 感染性廃棄物の定義等を客観的に判断できるものにするについては、有識者や医療機関関係者等からなる「感染性廃棄物処理対策検討会」において検討を行い、客観的に感染性廃棄物を判断できる基準をとりまとめた。 平成16年3月に、感染性廃棄物処理マニュアルを改正し、判断基準をより明確化した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 医療機関から排出される廃棄物の分類について廃棄物全体の定義見直しの際に検討を行う。	検討	検討	検討・結論	(環境省) 「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」(平成14年11月22日中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申)において、 ・事業活動に伴い排出される一般廃棄物については、排出事業者の責任の下で処理すべきものに区分することが方向性としては考えられるが、市町村責任の下で処理が円滑に行われていないものについて個々に産業廃棄物へ振り分けした上で、当面、市町村の処理責任の下、排出抑制の観点から、排出事業者の責任を強化することも考えられる。 ・特別管理廃棄物制度については、特別管理廃棄物の計画的な追加や見直しを進めていく必要がある。また特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物については、現行の制度を活用していくことにより、排出事業者責任の徹底及び適正処理の推進を図ることが適当であるとしている。	
	c 感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについても、必要に応じて十分に検討する。	必要に応じ検討			(環境省) 滅菌処理し非感染性廃棄物となった注射針等の鋭利なものについて、上記aの改正感染性廃棄物処理マニュアルに感染性廃棄物と同等と取り扱うことを明記した。 抗悪性腫瘍剤等について、現状調査を開始したところ。	
廃棄物処理業者に関する情報の一層の開示(環境省)	優良事業者選択のために必要な処理業者の過去の不法投棄等に伴う処分歴、また都道府県により行われている立入調査の結果についての情報を開示するために解決すべき点を整理し、関係部門とその実施に向けて必要な協議を開始する。	検討	検討	結論	(環境省) 整理の結果、各都道府県の情報公開に関する制度で対応できるものと考えている。しかし、許可の取消処分については、全国的な情報を一斉に提供することの有効性をも考慮し、平成15年から環境省ホームページに取消処分の情報を掲載しているところである。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
一般廃棄物処理における民間参入の推進 (環境省)	a 一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。		逐次実施		(環境省) 市町村が行うごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の整備については、民間資金の積極的活用を図るため、平成12年度から民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に規定するPFI選定事業者に対する国庫補助制度を創設したところ。平成15年度においては、PFI法に基づき整備された4施設に対して国庫補助を行った。	
	b 一般廃棄物処理業者の許可要件については、「当該市町村による廃棄物の処理が困難であること」という条項の運用の在り方を明確に示す。 【平成15年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知環廃対第213号】		措置済 (3月通知)			
リサイクルのための共同事業の推進と競争政策の在り方 (公正取引委員会)	リサイクルのための共同事業について、具体的にどのような共同の取組が独占禁止法において問題になるかに関して明確なガイドラインを作成する。 【リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針】	措置済 (6月公表)				
廃棄物等のリサイクル制度 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	循環型社会の形成を推進するため、次の措置を講じ、循環型社会形成推進基本計画の策定に資するとともに、同計画の策定を前倒しする。 【循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月14日閣議決定)】		措置済 (3月公表)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
a	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、個別業種製品ごとのリデュース、リユース、リサイクル対策を網羅的に講ずる。 【資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)】	引き続き施行			(経済産業省、環境省) 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、10業種・69品目を対象として、事業者に対して、廃棄物の発生抑制・部品等の再使用、使用済製品等の原材料としての再利用の取組を求める等3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策を講じている。 指定再資源化製品に家庭系パソコンを追加し、平成15年10月から事業者による回収・リサイクルが開始された。	
		13年4月全面施行				
b	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づき、引き続き容器包装リサイクルの着実な施行を図る。 【再商品化手法の追加:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】 【再商品化計画量の改正:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】 【再商品化計画の改正:平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号】 【分別収集計画の改正:平成14年環境省告示第80号】	引き続き施行			(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省) 容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の実施 ・全体として容器包装のリサイクルは着実に進展。 平成15年4月~12月の実績 ・分別収集量の合計 約198万トン(約184万トン) ・再商品化量の合計 約191万トン(約178万トン) ()内の値は平成14年4月~12月の実績 平成12年度から対象となったプラスチック製容器包装を中心として今後とも分別収集量が増加する見込み(プラスチック製容器包装:平成14年度実績28.3万トン 平成19年度見込み92.2万トン)。 分別収集量、再商品化能力(施設数等の増加)及び新たな再商品化技術(手法)の実用化等を踏まえ、分別収集計画及び再商品化計画等を策定。	
		13年5月				
		13年11月				
		14年11月				
		14年11月				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	c 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電リサイクルの着実な施行を図る。 【特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)】	引き続き施行 13年4月全面施行			(経済産業省、環境省) 消費者等へのパンフレット作成、配布等の普及啓発、法施行後の状況等についての情報提供等を行い、本リサイクル制度の着実な施行を図っている。 <平成15年4月~16年3月の実績> ・指定引取場所引取台数 約1,046万台 ・リサイクル施設搬入台数 約1,051万台 ・家電リサイクル法におけるフロン対策強化の一環として冷媒フロンの回収・破壊等を義務化すると共に特定家庭用機器に家庭用冷凍庫を対象品目に加えた。	
	d 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、分別解体等の実施、建設廃棄物の再資源化等の促進を図りつつ、建設リサイクルの着実な施行を図る。 【解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)】 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)】 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係政省令(平成14年政令第7号、平成14年国土交通省令第17号及び平成14年国土交通省令・環境省令第1号)】	引き続き施行 13年5月施行 14年5月全面施行 14年5月施行			(国土交通省、環境省) 法の周知徹底を図るとともに実効性を確保するため、講習会の実施や、パンフレット・ポスターの作成・配布等により法のPRを実施。 分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保及び不適正な業者の指導等を図るため、地方公共団体が中心となってパトロール等を実施。特に、平成15年5月及び10月には通常のパトロール体制を強化して、全国一斉パトロールを実施。	
	e 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品廃棄物等に関するリサイクル対策の着実な施行を図る。 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】	引き続き施行 13年5月施行			(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省) セミナーの開催、パンフレットの配布等による法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。 (農林水産省・環境省) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条に基づく登録再生利用事業者を40事業者登録(平成16年3月末現在)	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討 (財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省)	<p>これまでの容器包装リサイクル法の実施に伴って生じた問題点を分析し、分別収集された容器包装廃棄物の円滑なリサイクルを達成するために必要な施策について、以下の観点も考慮に入れて検討し、早急に実施する。</p> <p>a ペットボトルの再商品化需要の拡大及び容器としての再商品化のための措置</p> <p>b 市町村による分別収集コストの明確化と事業者による廃棄物発生抑制効果の検証</p> <p>c 市町村負担の多寡、市町村による分別コストの分析や民営化との比較、事業者による廃棄物発生抑制効果、費用負担ルールの見直し等の指摘を踏まえた対応策の総合的な検討の中長期的観点からの要請</p> <p>d 容器包装の再利用(リユース)を推進するインセンティブを与える仕組みにはなっていない部分があるという課題の認識</p> <p>【再商品化手法の追加：平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】</p> <p>【再商品化計画量の改正：平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】</p> <p>【再商品化計画の改正：平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号】</p> <p>【分別収集計画の改正：平成14年環境省告示第80号】</p>	一部措置 済	一部措置 済	検討	<p>(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省)</p> <p>ペットボトルのリサイクル施設の整備進展</p> <p>ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得るための施設をペットボトルの再商品化施設として追加したことにより、平成14年4月から商業施設での運転が開始(繊維原料向け)。これに伴い、市町村の分別収集量の増加にも対応。</p> <p>ペットボトルの分別収集量は増加する見込み(平成14年度実績18.8万トン 平成19年度見込み27.3万トン)であり、それにみあったリサイクル施設の整備が確保される見込み(平成16年度見込み29.2万トン 平成19年度見込み31.9万トン)。</p> <p>容器包装リサイクル法に係る効果検証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の分別収集コストに係るアンケート調査の実施(平成13年度～15年度) ・事業者の容器包装廃棄物の発生抑制、減量化に向けた取組事例等の調査の実施(平成13～14年度) ・容器包装の再商品化事業の経済波及効果の算定(平成13～14年度) <p>リユースの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リユースの促進に向けた自主回収の認定(当該容器に係る再商品化義務の全てを免除)により、自主回収への取組は着実に浸透(認定累計件数：平成9年度106件 平成15年12月233件) ・国内及び海外のデポジット制度の実施状況の調査の実施(平成15年度) 	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
自動車リサイクル対策 (経済産業省、環境省)	自動車リサイクル対策について、使用済自動車の逆有償化の状況の下で、リサイクルの高度化及びその適正な処理の確保に向け、法制化も視野に入れた検討を行い、所要の措置を講ずる。 【使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)】	結論	法案成立、公布	措置(公布後2年6ヶ月以内に施行)	(経済産業省、環境省) 再資源化等に係る料金の安全確実な管理運用等の機能を果たす指定法人を指定(平成15年6月)。 また、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同審議会における審議内容を踏まえ、解体業者等の許可基準や再資源化基準等を含む政省令の大部分について策定済み(平成15年8月)。 平成17年1月の本格施行に向けて、制度の詳細を継続的に検討中。	
省エネ・リサイクル支援法の見直し (経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)	事業者等によるエネルギー使用の合理化及び再生資源の利用を促進するため、平成5年から施行されているエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(省エネ・リサイクル支援法)について、平成14年度末の廃止期限を踏まえ、総合的な見直しを行う。 (第156回国会に係る法案提出)	検討	法案提出	法案成立後公布、措置(10月に全面施行予定)	(経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省) 地球温暖化、廃棄物リサイクル問題など事業者を取り巻く環境制約の高まりを受けて、事業者が行う、海外でのエネルギー起源CO2排出抑制次号、使用済み物品等の副産物の発生の抑制や再生部品の利用を新たな政策支援として追加する等の所要の改正案が第156回通常国会を通過し、10月1日付けで施行された。	
廃棄物処理、リサイクルの推進 (環境省)	PCB(Poly Chlorinated Biphenyl: ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の確実かつ適切な処理を促進するための所要の措置を講ずる。 【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)】 【環境事業団法の一部を改正する法律(平成13年法律第66号)】	措置済				

ウ 地球温暖化

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>【地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第61号)】</p> <p>【地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)】</p> <p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあつことを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(ITS: Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等の他の政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p> <p>【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】</p>	一部措置済 法案提出	逐次実施 法案成立、公布、措置(京都議定書が日本国について効力を生ずる日から全面施行)			(農林水産省) セミナーの開催、パンフレットの配布等による食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。	
		13年5月施行					

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p> <p>d 温室効果ガスの効率的・効果的な削減のために、従来の規制の方式以外に、税・課徴金や排出権取引などの市場メカニズムを通じた効率的な経済的手法、自主的取組を組み合わせることが重要であり、これらの手法の具体的な在り方について検討する。この場合、対策を実施した結果について評価の上、必要に応じ対策の追加を図る。なお、検討に当たっては、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、経済界の創意工夫をいかし、我が国の経済活性化につながるものとするよう配慮する。</p>				<p>(環境省) 国民の具体的な取組の実践である「環のくらし」を推進するため、各界のオピニオン・リーダーから構成される「環の国くらし会議」からのメッセージ発信をはじめ、エコ機器普及のための具体的な情報の提供、各種メディアを活用した普及啓発を進めている。15年度は、73の地方公共団体が行う普及啓発事業に補助を行った。また22の都道府県地球温暖化防止活動推進センターにおいて普及啓発事業を実施した。</p> <p>(環境省、経済産業省) 平成14年7月19日に地球温暖化対策推進本部を開催し「京都メカニズム活用のための体制整備について」を決定し、京都議定書に基づく共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る締約国としての事業の承認等について、「京都メカニズム活用連絡会」を設置して、連絡会がこれを行うことが決定された。これを受けて、10月16日には同連絡会において、「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針」を決定、同17日より申請を受け付け、これまでに合計6件の事業承認を行った。</p> <p>(環境省) 温室効果ガスの削減のために税を用いる手法については、平成13年10月に中央環境審議会に地球温暖化対策税制専門委員会を設置し、検討を行ってきたところであり、同委員会は平成15年8月末に、「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案(報告)」を取りまとめ、公表した。この報告では、税収を補助金等の形で温暖化対策に活用することにより、我が国の経済活性化及び国際競争力の強化に寄与することが提案されている。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
e	<p>新エネルギーの導入基準制度(RPS:Renewables Portfolio Standard)等の措置も含め各種新エネルギー対策を強力に推進する。</p> <p>【電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)】</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第15号)】</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する基本方針の改正(平成14年12月27日閣議決定)】</p> <p>【エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針の改定;平成15年経済産業省告示第6号】</p> <p>【バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)】</p>	14年1月施行	15年4月全面施行	15年1月	<p>(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)</p> <p>バイオマスを最大限活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現していくため、バイオマス・ニッポン総合戦略を平成14年12月27日に閣議決定。各府省連携し施策を講じている。</p> <p>(環境省)</p> <p>バイオエタノールを自動車燃料の一部として利用するための施設整備や、バイオマスと燃料電池等を用いた熱電併給システムの施設整備に必要な予算を措置。また、地方公共団体の事務・事業に係る実行計画に基づいて導入される太陽光発電施設等の整備に対する補助事業を開始した。</p> <p>平成16年度は、地球温暖化対策地域協議会が行う小型風力発電等の導入を支援する。</p>	
f	<p>クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。</p> <p>【低公害車開発普及アクションプラン】</p>	策定(13年7月)			<p>(経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>平成13年5月、総理の指示による政府一般公用車への低公害車の率先導入を推進。</p> <p>平成13年7月「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を推進。具体的には以下の通り。</p> <p>なお、下記の施策により平成15年9月末時点での低公害車の保有台数は、約575万台となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車のグリーン化等による低公害車、低燃費車の普及促進。 ・地方公共団体及び民間事業者等に対する車両購入、天然ガス等の燃料供給設備の設置に要する費用の一部補助や低利子融資の実施。 ・DME自動車等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証試 	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>g 経済的負担を課す措置については、その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展も踏まえ、幅広い観点から検討する。</p> <p>h 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p>				<p>験、標準・安全基準の策定等を推進 (経済産業省) 天然ガス自動車・電気自動車等クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、平成16年度予算で109億円を計上し、導入しようとする者に対して費用の一部を補助するとともに、燃料等供給設備を設置しようとする者に対し費用の一部を補助しているところ。</p> <p>(環境省) 温暖化対策のため税負担を課す措置については、平成13年10月に中央環境審議会に地球温暖化対策税制専門委員会を設置し、検討を行ってきたところであり、同委員会は平成15年8月末に、「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案(報告)」を取りまとめ、公表した。この検討に当たっては、導入した場合の温暖化対策の効果、経済への影響について経済モデルを用いて試算を行い、諸外国の温暖化対策税制に関する取組も調査した。</p> <p>また、平成15年12月には中央環境審議会に施策総合企画小委員会を設置し、関係各界からの委員の参加を得て、上記専門委員会の報告をたたき台として温暖化対策税とこれに関連する施策について更に幅広く総合的な検討を進めている。</p> <p>(環境省) 国立環境研究所を主体とした民間企業等との共同体制で、風力発電による電気やバイオマスから、燃料電池の燃料となる水素を製造する技術開発を推進した。 また、平成16年度は、効果的な温暖化対策技術を普及に結びつけるため、温暖化対策ビジネスの起業支援を実施する。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>i 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。</p> <p>【森林・林業基本法の制定：林業基本法の一部を改正する法律(平成13年法律第107号)】</p> <p>【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)】</p> <p>【森林・林業基本計画制定、全国森林計画変更】</p>	13年7月 施行	13年10月	14年4月施行		
ガスパイプラインの建設促進 (国土交通省、経済産業省、農林水産省)	<p>ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討し、所要の措置を講ずる。</p>					
	<p>a 埋設深度について、2MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。</p>		検討	結論	(国土交通省) 学識経験者で構成される委員会を平成15年2月に設置し、その助言及び指導のもと、道路舗装構造及び埋設管への影響を照査し、道路下に埋設される高圧(2MP以上)ガスパイプラインの埋設深さを1.8mから1.2mに緩和しても技術的に問題がないことを確認。	
	<p>b 将来的にはガスパイプラインが海底に敷設されるケースも想定し、海底敷設に係るガス管に係る材質、設計荷重、許容応力等、技術基準の在り方についても、欧米の状況等も念頭に置きつつ、安全の確保を前提として検討し、所要の措置を講ずる。</p>		検討	措置	(経済産業省) ガスパイプライン安全基準検討会(平成15年12月)の報告に基づき、ガス事業法技術基準の改正を年度内に実施。平成16年4月施行。	
<p>c 公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。</p>	実際上の必要が生じた場合に検討			(農林水産省) - 実際上の必要が生じていないため未実施。		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
地球温暖化対策推進のための天然ガス火力発電所に係る環境アセスメントの見直し （環境省、経済産業省）	a 天然ガス火力発電所建設の場合及び土地の改変を伴わずより環境負荷の少ない火力発電所を建設する場合に、環境影響評価の標準項目について省略することが可能となる条件及び標準手法が簡略化可能となる条件について検討する。			検討に着手	<p>（経済産業省）</p> <p>平成15年4月、環境審査顧問会火力部会に「環境影響評価項目・手法検討分科会」を設置し、同分科会において、天然ガス火力発電所建設の場合及び発電所リプレースの場合に標準項目を削除することが可能となる条件及び標準手法を簡略化することが可能となる条件について検討を行い、当該検討を踏まえ、「発電所に係る環境影響評価における項目削除・手法簡略化の考え方について」とする検討結果を原子力安全・保安院のHPにおいて公表したところ。</p> <p>（http://www.nisa.meti.go.jp/text/denannka/160331-2.pdf）</p> <p>今後は本とりまとめを「発電所に係る環境影響評価の手引き」に反映する予定。</p>	
	b 環境影響評価の事例の積み重ねの中で、窒素酸化物や気象に係るデータの蓄積を進め、事業者が利用しやすいような当該データの整備・提供を図るとともに、気象条件や地理的条件、発電所の煙突の高さ、ばい煙排出速度等を加味した事業者が利用しやすい技術手法に関する知見の集積や提供を進める。			検討に着手、逐次実施	<p>（経済産業省）</p> <p>届出があった発電所にかかる環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書を原子力安全・保安院のHPにおいて閲覧（情報提供）できるよう整えた。</p> <p>（平成16年4月1日より情報提供開始）</p> <p>引き続き、必要な情報を逐次、同HPにより提供していく予定。</p>	

エ 人と自然との共生

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
<p>「人と自然との共生」を図るための国家戦略の策定 (環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、関係府省)</p>	<p>生物多様性国家戦略を「人と自然との共生」を図るためのトータルプランとするため、次のような要素を取り込んだものに改定する。</p> <p>a 自然公園を国土における生物多様性保全の屋台骨として積極的に活用する。</p> <p>b 国土の保全・水源のかん養・自然生態系の維持といった森林の公益的機能の持続的発揮を図る観点から、機能に応じた適正な整備・保全を行う。</p> <p>c 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを明確にする。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。</p> <p>d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。</p> <p>e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。</p> <p>f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア</p>	措置済				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。</p> <p>g 絶滅のおそれのある種の保全について、自然再生事業の中に位置付けたり、里山・里地での生物多様性指標として取り上げて回復計画を実行するなど、現状の緊急避難的対策から予防的対策へとより一層重点を移す。</p> <p>h 「人と自然との共生」を図る観点から外来種問題に係る仕組みを整備する。</p>					
国家戦略のフォローアップ及び評価 (環境省)	<p>「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現を担保するため、「生物多様性国家戦略」を定期的にフォローアップし、評価を行う。</p>		逐次実施		<p>平成15年9月に、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において実施状況の自主的な点検を行い、中央環境審議会に報告した。中央環境審議会からは、その後の施策の方向について意見を頂き、点検結果とあわせてHP上で公表した。</p> <p>(省庁名)内閣府、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省</p>	
自然公園法改正法案の提出 (環境省)	<p>従来の風景保護に加え、生態系保全と野生生物保護の機能を自然公園法(昭和32年法律第161号)に位置付ける。</p> <p>【自然公園法の一部を改正する法律(平成14年法律第29号)】</p>	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行)		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
<p>「人と自然との共生」を図る観点からの外来種対策の在り方に係る検討 (環境省)</p>	<p>外来種問題については、「人と自然との共生」を図る観点から実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出す。その際、以下のような対策、制度の実効性の確保に不可欠であるリスク評価や水際対策等に必要な体制整備の観点も含めて議論し結論を得る。</p> <p>a 危険性が高いと思われる種について、野生化の可能性や野生化した場合の生態系、野生生物種、産業、人の健康等への影響を科学的に評価を行う。その上で、危険性が高いと評価されたものに対しては、輸入、利用等に関し一定の制限を課す。</p> <p>b リスク評価の結果、適正な管理が必要と評価された種について、当該外来種を所有、利用、管理する者に対し、遺棄・放逐の禁止、逸出の防止、登録義務等を課す。</p> <p>c 問題外来種の駆除事業を実施している自治体、NGOなどに財政的支援を行う仕組みが必要であり、問題外来種の野生化をもたらした責任を有する者等に対し、駆除と制御(増殖・蔓延・影響の抑制)に係る一定の役割を課す(定着した問題外来種の駆除、在来種の利用促進事業に係る基金への出資など。)</p> <p>d 在来種の産業利用に係る研究・開発を促進し、外来種利用産業における在来種利用を促進する。</p>	検討	検討	結論	<p>(環境省)</p> <p>平成15年12月2日に、中央環境審議会から「移入種対策に関する措置の在り方について」答申を頂いた。この答申の内容を踏まえ、外来種への対応について、平成16年通常国会に法案を提出したところ(平成16年3月提出)。</p>	

オ 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		13年度	14年度	15年度		
環境報告書及び環境会計の普及促進の方策 (環境省、経済産業省)	<p>a 事業活動における環境保全のため取組を促進するため、取組成果の評価指標の整備や企業の利害関係者別に求める環境情報の多様性の調査、環境報告書及び環境会計に係るデータベースの構築等による取組状況の情報提供を行うなど、事業活動に係る企業の自主的取組を促進するための行政支援策を講ずる。 【ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001】 【環境報告書データベース】 【事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-】</p>	一部措置済 策定(13年6月)	一部措置済 公表(14年9月) 策定(15年3月)	逐次実施	<p>(環境省) 平成13年2月に公表した「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」について、その後の国内外の動向を踏まえた改訂を実施し、「環境報告書ガイドライン2003年度版」を作成し、平成16年3月に公表した。 環境報告書データベースへ2003年度版を追加した。環境報告書シンポジウムを平成16年1月実施した。 (経済産業省) 平成15年6月に、環境報告書のデータを企業別、項目別に関連可能な「環境報告書プラザ」をサイト上に開設し、企業の取り組み状況が容易に比較できるようにした。 また、平成15年4月に、社団法人産業環境管理協会内に、環境報告書を閲覧できるライブラリーを開設した。</p>	
	<p>b 環境報告書及び環境会計に取り組む企業へのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。 【循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月閣議決定)にて政府目標を設定】</p>	検討	措置済(政府目標の設定)結論(新たな枠組み)	逐次実施(新たな枠組み)	<p>(環境省) 事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保するため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を平成16年3月9日に閣議決定し、第159回国会に提出。 平成14年度に実施した環境報告書の促進方策に関する検討会の検討結果を踏まえ、環境報告書の普及促進及び信頼性の向上を図るための自主的な参加による環境報告書の第三者レビューの仕組みに必要な作成基準及び審査基準の在り方についての報告書を取りまとめた。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	<p>c 環境会計に期待される内部機能にもより一層着目し、原価計算、マテリアルフローコスト会計、業績評価への環境項目の導入など環境管理会計手法について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【環境管理会計手法】</p>	<p>措置済</p> <p>策定(14年3月)</p>				
<p>環境報告書及び環境会計の比較可能性の確保(環境省)</p>	<p>環境報告書の記載内容となる環境会計及び環境対策の評価結果(環境パフォーマンス情報)について、環境会計ルールの明確化のため環境保全対策に係る効果の体系付け等の理論的課題について検討を加えとともに、環境パフォーマンス情報の集計方法を体系化する等により、実務上の利便性を向上させたガイドラインの改訂を行う。その際、業種間の比較がより一層的確かつ容易なものとなるよう項目の共通化を図りつつ、業種別の比較可能性の観点から更に検討する。</p> <p>【環境会計ガイドライン2002年版】</p> <p>【事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-】</p>	<p>一部措置済</p> <p>策定(14年3月)</p>	<p>措置済</p> <p>策定(15年3月)</p>			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
環境報告書及び環境会計の信頼性の確保 （環境省）	<p>国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、以下の点に留意の上、検討し結論を出す。</p> <p>a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認及びその養成や資質向上について策を講ずる。専門家資格を創設する場合には資格に期限を設定するとともに民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。</p> <p>b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。</p> <p>c 第三者監査は報告書を作成する者にとって多大なコスト負担とならないことに留意する。</p> <p>d 企業に不利な情報についても環境報告書及び環境会計に盛り込む。</p> <p>e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。</p>	検討	結論	逐次実施	<p>（環境省）</p> <p>事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保するため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を平成16年3月9日に閣議決定し、第159回国会に提出。</p> <p>平成14年度に実施した環境報告書の促進方策に関する検討会の検討結果を踏まえ、環境報告書の普及促進及び信頼性の向上を図るための自主的な参加による環境報告書の第三者レビューの仕組みに必要な作成基準及び審査基準の在り方についての報告書を取りまとめた。</p>	

カ ヒートアイランド

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
ヒートアイランド現象のメカニズム等に係る調査研究の推進等(環境省、国土交通省)	<p>ヒートアイランド現象の各原因間の関連性、寄与度などの発生メカニズムに関する調査・分析を一層推進するとともに、その進捗状況に応じて、省エネルギー機器の採用や保水性舗装、土地利用・都市構造の誘導など様々な対策を講じた場合の効果に関する評価手法を検討する。その際には、国、地方公共団体、大学及び研究機関の間で調査研究に係る連携が重要であり、その成果の集積、関係者間の相互利用の促進を図る。</p> <p>さらに、地方公共団体においてその地理的特性等を踏まえた効果的なヒートアイランド対策が推進されるよう、地域の地形や気象その他大気熱環境に関連するデータの地図化、個別の対策効果を評価するためのシミュレーションモデルなど、地方公共団体が自ら行えるよう簡易な手法を開発するなど支援策を講ずる。</p>		検討	措置	<p>(環境省)</p> <p>ヒートアイランド現象に関する調査研究結果について、地域の地形や気象その他大気熱環境に関連するデータの地図化、個別の対策効果を評価するためのシミュレーションモデルなど、その成果の集積、関係者間の相互利用の促進を図るために、報告書として取りまとめ公表した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>都市気候解析等による現況の把握及び緑地保全・緑化によるヒートアイランド現象緩和効果に関する数値シミュレーションを実施(H15年6月記者発表)</p>	
都市形態の改善(国土交通省)	<p>a 既にヒートアイランド現象が顕著である地域について、熱源が集中している高密度な市街地の冷房等の排熱を地下管路を循環する水を用いて河川・海等に排出する都市排熱処理システムについて、その効果や温排水の排出による環境などへの影響を考慮しながら、当該事業の実施の可能性を早急に検討する。</p> <p>b 緑地や水面からの風の通り道を確保する観点から、例えば都市内における緑化、水面等のオープンスペースのネットワーク化や市街地の形状への配慮等、都市政策における対応について検討する。とりわけ、冷温域や風の通り道に配慮した市街地の形状等の在り方について検討し、ヒートアイランド対策の観点から配慮が必要と思われる事項については、その対応の在り方を地方公共団体に対して示す。さらに、ヒートアイランド現象が広域的な問題であることが認められる場合は、地方公共団体間の連携を図ることを示す。</p>			検討・結論	<p>(国土交通省)</p> <p>学識経験者等により構成される委員会を平成15年11月設置し、その助言・指導のもと検討した結果、シミュレーションにより気温低下等に一定の効果があることを検証した。なお、費用の削減などが検討課題として示された。</p>	
				着手、逐次実施	<p>(国土交通省)</p> <p>都市における既存緑地の保全と併せて、公園、河川、道路等が一体的に事業を推進することにより、広域的な緑の骨格軸及び緑の拠点、都市内の水と緑のネットワークの形成を図る「緑の回廊構想」について、研究会を設置し、検討した。</p> <p>都市のヒートアイランド現象を抑制することなどを盛り込んだ「環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画運用指針」を国が策定し、地方公共団体に対して示した(平成15年11月)</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	c 地方公共団体との連携の下、近郊緑地保全区域の指定や大都市圏における都市環境インフラのランドデザインの策定に取り組むなど、都市における緑地の積極的な確保を推進する。			措置	<p>(国土交通省、農林水産省、環境省)</p> <p>首都圏において都市環境インフラのランドデザインを策定するとともに、近畿圏においてもランドデザインの検討を開始。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>近郊緑地保全区域の追加指定に向けた取組を実施。</p>	
人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。		逐次実施		<p>(経済産業省)</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくトップランナー規制による機器のエネルギー消費効率向上を図った。具体的には、平成15年7月にトップランナー規制の対象機器として新たにLPガス乗用自動車の追加を行った。(経済産業省、国土交通省)</p> <p>更には、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく新エネルギー等の利用促進を図るとともに、新エネルギー及び省エネルギーの技術開発や導入促進に対する支援を実施した。(経済産業省)</p> <p>(国土交通省)</p> <p>建物の断熱・緑化等の未利用エネルギー・自然エネルギーの利用など、人工排熱の削減対策の導入を促進した。</p> <p>(環境省)</p> <p>各種対策の導入を促進すべく、ヒートアイランド対策に係る大綱に記載して、各種対策の導入を促進している。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。		逐次実施		(国土交通省) 社会資本整備重点計画等に基づき、都市における都市公園等の整備・創出、緑地の確保・保全等を図るとともに、屋上・壁面等の新たな緑化空間の創出等を推進した。 (環境省) 各種対策の導入を促進すべく、ヒートアイランド対策に係る大綱に記載して、各種対策の導入を促進している。	
ヒートアイランド対策関係府省連絡会議における関係府省の連携の強化 (環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房)	平成14年9月に設置されたヒートアイランド対策関係府省連絡会議(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房がメンバー、以下「連絡会議」という。)において、対策効果の検証結果が速やかに対策に結びつくよう関係府省間の役割分担を明確化するとともに、各種対策が相互に連携し、体系立って実施されるよう総合的な推進体制を早急に構築する。		措置済		(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房) 関係府省からなる「ヒートアイランド対策関係府省連絡会議」は、警察庁、文部科学省、農林水産省の参加により構成員の充実を図るとともに、課長級から局長等級として、対策の推進体制を強化した。	
ヒートアイランド対策に係る大綱の策定等 (環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房)	連絡会議において、上記カ から までの盛り込んだヒートアイランド対策に係る大綱を策定する。なお、大綱の内容としては、単なる対策の列挙ではなく、基本方針を明示し、可能なものについて目標及び目標達成年次を設定するとともに、ヒートアイランド現象のメカニズムが解明されなくても早期に講ずるべき施策、社会経済活動や都市形態を持続可能なものに変革するという観点から中長期的に実施すべき対策を体系的かつ計画的にまとめたものとする。また、対策の進捗状況等の検証を実施するとともに、今後、更にヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化が進むことが予想されることから、必要に応じ、大綱に盛り込まれた施策等を柔軟に見直す。		検討	措置、以後随時見直し	(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房) 関係府省からなる「ヒートアイランド対策関係府省連絡会議」では、大綱策定に当たり、国民からの提言募集やシンポジウムを行って、大綱に盛り込むべき施策について御意見を伺い、その結果を踏まえて、平成15年12月に、ヒートアイランド対策に係る大綱骨子を取りまとめた。本骨子に基づき、平成16年3月に、ヒートアイランド対策に係る大綱を策定した。その後、大綱に盛り込まれた対策の進捗状況に応じて検証していく予定である。	

キ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
カラス等営巣除去の許可申請・事後報告義務の緩和 （環境省）	カラス等営巣除去の申請者の負担の軽減のため、野生鳥獣の保護繁殖の確保を図りつつ、手続運用面の簡素化を検討し、所要の措置を講ずる。 【鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成14年環境省告示第86号）】	検討	措置済			
グリーン調達の推進 （環境省）	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、重点的な環境物品等及びその判断基準を示し、グリーン調達を推進する。 【「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更】	一部措置済 13年6月、 14年2月	逐次実施 15年2月		（環境省） グリーン購入法において国等が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類として定められている特定調達品目及びその判断の基準については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、平成15年度についても引き続き特定調達品目検討会における品目の追加等に関する検討等を経て、23品目の追加等を含む「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の一部変更について平成16年3月16日閣議決定した。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
再生可能エネルギー等の一層の導入 (経済産業省、環境省及び関係府省)	<p>太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p> <p>【電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)】</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第15号)】</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する基本方針の改正(平成14年12月27日閣議決定)】</p> <p>【エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針の改定;平成15年経済産業省告示第6号】</p> <p>【バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)】</p>	逐次実施			<p>(内閣府・経産省・文科省・農林省・経産省・国土交通省・環境省)</p> <p>バイオマスを最大限活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現していくため、バイオマス・ニッポン総合戦略を平成14年12月27日に閣議決定。各府省連携し施策を講じている。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>平成16年度予算については、対前年度比45億円増の1613億円を計上し、低コスト化・高効率化を目指した技術開発や、地方自治体・事業者に対する設備設置補助を行う等、積極的な新エネルギー政策を推進しているところ。</p> <p>(環境省)</p> <p>バイオエタノールを自動車燃料の一部として利用するための施設整備や、バイオマスと燃料電池等を用いた熱電供給システムの施設整備に必要な予算を措置。また、地方公共団体の事務・事業に係る実行計画に基づいて導入される太陽光発電施設等の整備に対する補助事業を開始した。</p> <p>平成16年度は、地球温暖化対策地域協議会が行う小型風力発電等の導入を支援する。</p>	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
工場立地法に係る規制緩和 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	a 土地利用計画や都市計画で緑地、環境施設が適正配置されている場合は、実情に応じた対応ができるよう工場立地に関する準則の改正又は運用を見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	措置	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 「工場立地法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)及び「工場立地に関する準則の一部を改正する告示」(平成16年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)並びに「緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示」(平成16年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)等において、緑地及び環境施設の定義の拡大、地域の実情に応じて設定できる敷地面積に対する緑地面積の割合の幅の拡大等の見直しを行った。(平成16年3月31日施行)	
	b 地域の実情に応じた設定が可能となるよう、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(地域準則)について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	措置	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 「緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示」(平成16年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)において、より地域の実情に応じて設定できる敷地面積に対する緑地面積の割合の幅の拡大等の見直しを行った。(平成16年3月31日施行)	
	c 工場敷地内の工場立地法上の緑地の定義について全国的に見直し、速やかに実施する。		検討	措置	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 「工場立地法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)において、配管下の緑地を認めるなど緑地の定義の拡大等の見直しを行った。(平成16年3月31日施行)	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	d 工場敷地内の工場立地法上の環境施設の定義について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	措置	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 「工場立地法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)において、雨水浸透施設を認めるなど環境施設の定義の拡大等の見直しを行った。(平成16年3月31日施行)	
	e 敷地面積に対する生産施設面積の割合について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	措置	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 「工場立地に関する準則の一部を改正する告示」(平成16年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)において、業種の区分を見直し、敷地面積に対する生産施設面積の割合の緩和等の見直しを行った。(平成16年3月31日施行)	
	f 敷地面積に対する緑地面積の割合について全国的に見直し、速やかに措置を講ずる。		検討	措置	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 「緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示」(平成16年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)において、より地域の実情に応じて設定できる敷地面積に対する緑地面積の割合の幅の拡大等の見直しを行った。(平成16年3月31日施行)	
	g 工場立地法に係る届出に関しては、その内容審査が終了するまで工事等の着工を制限しているが、当該実施制限の期間短縮について、都道府県及び政令指定都市に対して、より一層事業者の実情に応じた弾力的な運用を図るよう周知する。 【経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課事務連絡(平成15年3月17日)】		措置 (3月発出)			

